

兵庫県公報

令和2年9月30日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第41号）

事務執行体制の整備を図るため、地方機関の組織並びに本庁及び地方機関の職制について所要の整備を行うこととした。

1 地方機関の組織改正

- (1) 六甲治山事務所の位置を定めることとした。
- (2) 中央子ども家庭センターに分室として加東分室を設置し、同分室に家庭支援課を置くこととした。

2 職制の改正

- (1) 本庁の組織に設置することがある職に室参事（感染症対策支援担当）を追加することとした。
- (2) 地方機関の組織の長として設置する職に分室長を追加することとした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第41号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第87条の12第2項中「神戸市中央区」を「神戸市」に改める。

第131条の7を次のように改める。

（加東分室）

第131条の7 中央子ども家庭センターに、その所掌事務の一部を分掌させるため、加東分室を置く。

2 加東分室の位置は、加東市とし、その所管区域は、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市及び多可郡とする。

3 加東分室に、家庭支援課を置く。

第378条の表人権参事の項の次に次のように加える。

室参事（感染症対策支援担当）	感染症等対策室	感染症対策に関する施策の推進に関する事務を担当する。
----------------	---------	----------------------------

第386条第3項の表消防学校長の項の次に次のように加える。

分室長	中央子ども家庭センターの加東分室	加東分室の業務を管理する。
-----	------------------	---------------

附則第2条第2項の表建設参事の項の次に次のように加える。

室参事（感染症対策支援担当）

感染症等対策室

当分の間

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第131条の7の改正規定及び第386条第3項の表消防学校長の項の次に次のように加える改正規定は同月26日から、第87条の12第2項の改正規定は同年11月16日から施行する。